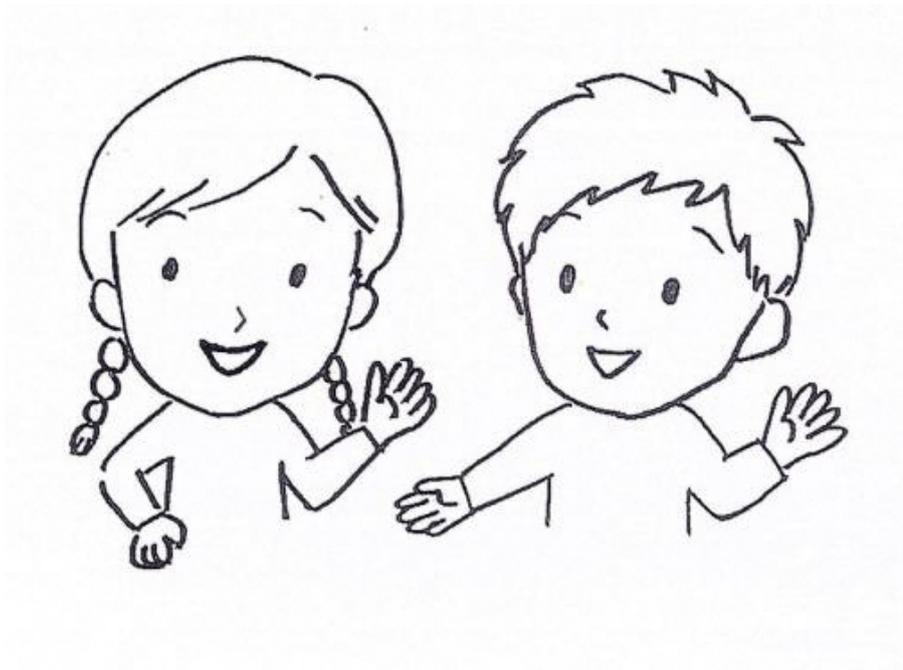


## 第5章

### 教育・保育等の量の見込みと確保方策

(子ども・子育て支援事業計画)



# 第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策

## (子ども・子育て支援事業計画)

### 1. 教育・保育提供区域の設定

#### [1] 本市の教育・保育提供区域

本市が定める教育・保育提供区域は、適正な需給調整と安定的なサービスの提供が可能となるよう、市内全域を1区域として設定します。ただし、施設や事業の整備にあたっては、地域ごとの人口動態や需要の推移を十分に踏まえて実施します。

子ども・子育て支援法の規定により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定した上で、区域ごとに幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の必要量を算出するとともに、事業の内容や実施時期を示すことになっています。

#### [2] 人口推計

本市の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出には、「立川市第4次長期総合計画策定のための将来人口推計調査」の推計人口を用いています。各年度の人口は以下の通りです。

表 立川市の推計人口（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,390	1,377	1,366	1,355	1,345
1歳	1,452	1,436	1,420	1,406	1,393
2歳	1,444	1,459	1,443	1,427	1,412
3歳	1,515	1,457	1,472	1,455	1,438
4歳	1,566	1,512	1,455	1,471	1,453
5歳	1,493	1,563	1,509	1,453	1,468
6歳	1,520	1,495	1,564	1,511	1,454
7歳	1,527	1,519	1,493	1,563	1,509
8歳	1,463	1,525	1,517	1,492	1,561
9歳	1,518	1,472	1,534	1,526	1,500
10歳	1,484	1,523	1,476	1,538	1,529
11歳	1,527	1,482	1,521	1,474	1,536
0～2歳	4,286	4,272	4,229	4,188	4,150
3～5歳	4,574	4,532	4,436	4,379	4,359

各年4月1日現在の人口

## 2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

0歳児、1・2歳児の教育・保育については、量の見込みに対し若干の不足が見込まれるため、保育所の定員増などの確保方策を計画的に実施し、不足の解消に取り組みます。3～5歳児の教育・保育については、量の見込みに対し、十分な確保が可能であると推計しています。

### [1] 0歳児

0歳児は、保育の利用率増加の見込みが子どもの人数の減少の見込みを上回るため、量の見込みはやや増加する可能性があります。

表 0歳児の教育・保育 過去の推移(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量	328	390	372	333	369
確保方策	324	346	354	359	367

■ 0歳児の教育・保育 量の見込みと確保方策(人) ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	361	372	382	393	404
確保方策	372	377	380	380	380
確保方策② (企業主導型地域枠を含む)	404	409	412	412	412
②-①	43	37	30	19	8

※「確保方策」は前回の計画と同様に、認可保育所・認証保育所の確保定員数ですが、「確保方策②」として、企業主導型保育事業所の地域枠を含んだ値も提示しています

### [2] 1・2歳児

1・2歳児は、保育の利用率が近年の状況の伸びに近い形で伸び続けると、令和4(2022)年以降、需要に対して不足する可能性があります。

表 1～2歳児の教育・保育 過去の推移(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量	1,356	1,311	1,554	1,446	1,472
確保方策	1,170	1,202	1,424	1,552	1,550

■ 1～2歳児の教育・保育 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,477	1,506	1,546	1,586	1,627
確保方策	1,521	1,530	1,541	1,543	1,543
確保方策② (企業主導型地域枠を含む)	1,639	1,648	1,659	1,661	1,661
②-①	162	142	113	75	34

※「確保方策」は前回の計画と同様に、認可保育所・認証保育所・定期利用分の確保定員数ですが、「確保方策②」として、企業主導型保育事業所の地域枠を含んだ値も提示しています

[3] 3～5歳児（教育・保育1号・2号認定・幼稚園等・保育所等）

3～5歳児の教育・保育1号・2号認定は、現在の利用率（99%）がそのまま移行すると予測して推計しました。その結果、今後子ども的人数が減少していくこともあり、令和6（2024）年まで見込量は少しずつ減少していくと推計されます。女性の社会進出の伸び等を鑑み、教育・保育2号認定については現状維持としました。全体として量の見込に対する確保方策は充足していると考えられます。

なお、令和元（2019）年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、新設された施設利用1号、2号（いわゆる新1号、新2号）認定は教育・保育認定と重なる部分が多くなっています。今後、幼稚園、保育所の申込状況は変化していく可能性があります。

表 3～5歳児の教育・保育 過去の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量	4,440	4,450	4,504	4,552	4,513
確保方策	4,763	4,810	4,723	4,557	4,877

■ 3～5歳児の教育・保育 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	4,528	4,487	4,393	4,334	4,315
1号認定	2,018	1,977	1,883	1,824	1,805
2号認定	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
確保方策	4,877	4,889	4,907	4,907	4,907
確保方策② (企業主導型地域枠含む)	4,910	4,922	4,940	4,940	4,940
②-①	382	435	547	606	625

※「確保方策」は前回の計画と同様に、認可保育所・認証保育所・定期利用分の確保定員数ですが、「確保方策②」として、企業主導型保育事業所の地域枠を含んだ値も提示しています

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法の規定により市町村が実施する事業です。

#### [1] 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。

市内では、平成31(2019)年度に2か所が整備されています。

今後、子育て世代包括支援センターを1か所、現行設備を改良しながら対応します。

#### ■ 利用者支援事業 量の見込みと確保方策(か所) ■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策②		2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

#### [2] 延長保育事業

本事業は、保育認定を受けた子どもを対象に、認定こども園や認可保育所等において、通常の利用日以外の日や利用時間外の時間に保育を行う事業です。

現在、保育所利用数の20%程度が利用していることから、同程度の需要があると思込みました。在園児を対象とする事業であり、確保方策は充足していると考えられます。

表 延長保育の利用児童数(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
平均利用数/月 (合計)	652	706	706	754	829

#### ■ 延長保育事業 量の見込みと確保方策(人) ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 利用児童数/月①	835	840	845	850	855
確保方策②	835	840	845	850	855
②-①	0	0	0	0	0

### [3] 放課後児童健全育成事業及び放課後居場所づくり事業（学童保育所）

本事業は、共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供して、その健全育成を図るための事業です。

令和6（2024）年度では、低学年が1,953人、高学年が280人と推計しました。

今後、現計画で整備予定の施設については、順次整備を行うとともに、不足分については関係機関と連携して、その地域に最も適した手法で施設整備を行います。

表 学童保育所の利用状況（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
申請者数	1,739	1,796	1,895	1,946	1,987
利用可能数	1,604	1,643	1,728	1,800	1,891
不足分	135	153	167	146	96
待機者数	231	200	217	210	211

表 平成31年度 学童保育所の学年別入所児童数（人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
利用者数	669	532	368	165	29	13	1,776

#### 《量の見込みと確保方策の考え方》

#### ■ 放課後児童健全育成事業及び放課後居場所づくり事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	708	712	760	749	736
2年生	624	636	641	686	678
3年生	446	480	493	500	539
4年生	216	209	218	217	213
5年生	47	49	47	49	49
6年生	18	18	18	18	18
低学年	1,778	1,828	1,894	1,935	1,953
高学年	281	276	283	284	280
合計①	2,059	2,104	2,177	2,219	2,233
確保方策②	1,891	2,001	2,131	2,201	2,233
②-①	-168	-103	-46	-18	0

[4] 子どもショートステイ（子育て短期支援）事業

保護者の入院や仕事、育児疲れ等により、家庭における養育が一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設において、必要な期間の養育を行います。

今後は保護者や子育て支援に係る関係者を対象にサービスの周知を図ることで、利用増加を見込みます。また、定員を1日当たり3人として運用していきます。

表 ショートステイ利用状況（人日）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児童数	414	326	282	170	140
利用可能量	730	1,095	1,095	1,095	1,095

■ 子育て短期支援事業 量の見込みと確保方策（人日） ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	360	360	400	400	400
確保方策②	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
②-①	735	735	695	695	695

[5] 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

本事業は、生後4か月を迎える日までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭を、助産師・保健師が訪問するサービスです。

本事業は、全戸訪問を基本とする事業のため、人口推計の出生数を対象者数とします。そのため、人口推計における各年度の0歳児の人数と同じとします。

今後、本市においても全国的な傾向と同様に、出生数の減少が見込まれることから、訪問数はやや減少することが予測されますが、社会情勢や市の各種施策の影響により、出生数が上下することもあります。

表 出生数と訪問数（人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	1,431	1,473	1,356	1,402	1,407

\*本事業は、平成24（2012）年10月より開始

■ 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,390	1,377	1,366	1,355	1,345
確保方策②	1,390	1,377	1,366	1,355	1,345
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	実施体制：正規職員1人、嘱託職員4人、訪問指導員11人 実施機関：健康推進課				

[6] 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を対象に、保健師等が居宅を訪問し、専門的な指導・助言等を行うとともに、必要に応じ、養育支援計画書を作成し、育児・家事援助のためのヘルパーを派遣します。

母子保健や学校等の関係部署、また病院等の関係機関との連携をさらに強化することで平成30（2018）年度実績値の50%増を見込みます。

確保方策については、子ども家庭支援センター子ども家庭相談係の保健師と地区相談員、また、ヘルパー派遣を行う民間事業者と連携して対象家庭の支援を行います。

表 訪問実家庭数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	59	47	47	41	53

■ 養育支援訪問事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	60	65	70	75	80
確保方策②	60	65	70	75	80
②-①	0	0	0	0	0

[7] 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

本事業は、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するものです。

現状で年間約9万人の利用があることを考慮し、令和2（2020）年以降に新規施設の整備を行うことでより利用しやすい環境をつくり、多くの保護者が安心して本サービスを利用できるようにします。

表 子育てひろばの実施状況（人回）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
か所数	12	13	13	14	14
利用実績	88,366	85,008	88,909	93,543	89,205

■ 地域子育て支援拠点事業 量の見込みと確保方策（人回） ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	89,500	90,000	95,000	95,000	95,000
確保方策②	89,500	90,000	95,000	95,000	95,000
②-①	0	0	0	0	0

[8] 一時預かり事業

本事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園や保育所その他の場所において、一時的に預かるものです。

① 幼稚園在園児を対象とする一時預かり

幼稚園の預かり保育の利用者は、増加傾向となっています。預かり保育には、幼稚園型一時預かり事業と、私学助成による預かり保育の2事業があり、合わせて算出すると平成30（2018）年度で約55,000人となります。

保育の必要性により、幼稚園在園児の一時預かりも無償化の対象となるため、2号利用の増加が見込まれます。

表 幼稚園の預かり保育の状況（人日）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園型一時預かり延べ利用者/年	-	25,918	25,116	26,491	35,300
私学助成による預かり保育延べ利用者/年	-	21,116	24,464	20,367	19,393
合計	-	47,034	49,580	46,858	54,693

■ 一時預かり事業（幼稚園在園児） 量の見込みと確保方策（人日） ■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	1号利用	14,197	14,068	13,772	13,589	13,530
	2号利用	45,803	45,932	46,228	46,411	46,470
確保方策②		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
②-①		0	0	0	0	0

\* 1号利用：教育のみ利用で、不定期に預かり保育を利用する

\* 2号利用：就労等で保育の必要性ありだが、幼稚園の預かり保育を定期的に利用することで対応

② 幼稚園在園児を対象とする一時預かり以外（保育所等）

一時預かり事業は、やや減少傾向となっています。また、ファミリー・サポート・センター事業も平成 28（2016）年度をピークにやや減少傾向となっています。

一時預かり事業については、実績値として、過去の最大値に近い 9,000 人日を設定しました。現在受け入れ可能な人数はすでに確保されているため、民営化する園での一時預かりを実施することで、利便性を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業の利用件数は減少傾向ですが、近年の実績値を基に見込み量を設定します。依頼会員は増加傾向、援助会員は横ばいの状況ですが、できるだけ依頼会員の希望にそってマッチングを行い、確保に努めます。

表 保育所等での預かり保育（人日）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり事業 （幼稚園以外）	7,072	8,042	7,476	6,691	6,637
ファミリー・サポート・ センター	1,529	758	1,261	1,014	941

■ 一時預かり事業（幼稚園在園児以外） 量の見込みと確保方策（人日） ■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
確保 方策 ②	一時預かり事業 （幼稚園以外）	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
	子育て援助活動 支援事業	-	-	-	-	-
②-①		0	0	0	0	0

## [9] 病児・病後児保育事業

本事業は、保育を必要とする乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育するものです。

現在の利用状況は、施設型病児保育が主となっています。利用者数はやや減少傾向となっています。

利用のピークであった平成 29（2017）年度の実績値に近い 1,600 人日を令和 2 年度以降の需要として見込みました。

ファミリー・サポート・センター事業では近年の利用状況で最も多かった件数を見込み量とします。依頼会員は増加傾向、援助会員は横ばいの状況ですが、できるだけ依頼会員の希望にそってマッチングを行い、確保に努めます。

表 病児保育室等の利用状況（人日）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設型病児保育	1,267	1,369	1,595	1,601	1,473
体調不良時対応事業	-	-	-	-	-
ファミリー・サポート・センター事業	12	8	4	30	15

■ 病児・病後児保育事業 量の見込みと確保方策（人日） ■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		1,600	1,600	1,600	1,600	1600
確保方策②	病児保育	1,600	1,600	1,600	1,600	1600
	子育て援助活動支援事業	-	-	-	-	-
②-①		0	0	0	0	0

[10] 子育て援助活動支援事業（就学児の放課後の居場所として分）

本事業は、乳幼児や小学生等の児童の預かり等を希望する依頼会員と、子育ての手助けができる援助を希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行うものです。

就学児の利用は減少傾向で、援助会員数は横ばいとなっており、平成30（2018）年度の活動件数を基に見込み量を設定します。依頼会員は増加傾向、援助会員は横ばいの状況ですが、できるだけ依頼会員の希望にそってマッチングを行い確保に努めます。

表 ファミリー・サポート・センター活動状況（人日）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	8,374	8,501	8,855	8,318	7,722

表 ファミリー・サポート・センター活動状況（人日）

（就学児童の預かり分）（今回の推計対象分）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	619	566	673	705	444

■ 子育て援助活動支援事業 量の見込みと確保方策（人日） ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	500	500	500	500	500
確保方策②	500	500	500	500	500
②-①	0	0	0	0	0

## [11] 妊婦健診

妊娠中の定期健診が 14 回、指定医療機関で対象となる診査を無料で受けられるものです。

対象者数は、各年度の 0 歳児の人数と同一とします。

健診回数は、平成 30 (2018) 年度の 1 人当たりの受診回数の平均 11.3 回として設定します。

表 妊婦健診の状況 (人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	1,555	1,507	1,510	1,556	1,425

### ■ 妊婦健診 量の見込みと確保方策 (人・人回) ■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象者数	1,390	1,377	1,366	1,355	1,345
	① 健診回数	15,707	15,560	15,436	15,312	15,199
確保方策		実施場所: 委託医療機関 検査項目: 尿検査、血圧測定、診察等 実施時期: 通年				
確保方策	② 対象者数	1,390	1,377	1,366	1,355	1,345
	健診回数	15,707	15,560	15,436	15,312	15,199
②-①	対象者数	0	0	0	0	0
	健診回数	0	0	0	0	0

\* 確保方策には、実施場所、何人体制で実施するか、検査項目、実施時期、などを記入 (手引書による)

## [12] 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、低所得世帯等を対象に、幼稚園などの実費徴収に係る費用の一部を補助するものです。

立川市では、新制度未移行幼稚園を利用する年収 360 万円未満相当の世帯の子どもと小学校 3 年生から数えて 3 人目以降の子どもを対象に副食材料費を補助します。

令和元 (2019) 年 10 月から事業を実施しています。

## 4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### [1] 質の高い教育・保育の提供

幼児期の教育・保育については、乳幼児期の発達・学びの連続性や人格形成の基礎を培うものであることに留意し、より質の高い提供体制が求められています。

本市においては、教育・保育を担う幼稚園教諭と保育士等の資質向上のために、研修や処遇改善などの取組を支援し、人材の育成・確保を推進します。

### [2] 教育・保育施設等の連携

教育・保育施設である認定こども園や幼稚園、認可保育所が、家庭的保育事業や小規模保育事業等と相互に補完・連携することにより、幼児期の教育・保育の量を確保し、その質も向上することにつながります。また、家庭的保育事業等を利用した満3歳未満の子どもは、満3歳以降に切れ目なく教育・保育施設に移行する必要があることから、両者間の情報共有と連携を促進します。

幼・保・小（認定こども園・幼稚園・保育所・小学校）連携については、教育・保育の連続性を確保し、子どもたちの発達や学び全般にわたる連携を進めるため、園児と児童の交流や合同研究、教職員等の意見交換などを促進します。

### [3] 認定こども園の普及に関する考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等に関わりなく、柔軟に子どもを受け入れられる施設として位置付けられています。

本市においても、教育・保育の一体的な提供を進めるため、量の見込みや設置者の意向、地域の実情を踏まえ、認定こども園の普及を推進します。



## 第6章

### プランの推進体制



## 第6章 プランの推進体制

子育て・子育て当事者や子育て支援者など、市民が深く関わって策定されたこのプランは、市民との協働の視点から、市民とともに考え、取り組む姿勢を常に保ち、着実に進める必要があります。そのために、施策目標の1つに「地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します」を掲げています。このプランをさらに推進していくため、進捗状況の管理や取組の検証・評価のしくみを次のとおり構築します。

### [1] 夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議によるプランの推進

第1次・第2次、第3次プランと同様に、子どもを含む市民や子育て・子育て支援者を委員とする夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議が、このプランの実施状況を把握・検証し、必要に応じ、提言等も行いながら、このプランを推進します。

### [2] 庁内の推進本部による全庁的・横断的なプランの推進

このプランの策定にあたっては、市長を本部長とする夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進本部において審議するとともに、子どもに直接関係する部課をはじめとして、子どもに影響を及ぼすと思われる部課も加わり、検討を進めました。

引き続き、推進本部を中心に関連部課が連携し、全庁的・横断的にこのプランの実現を進めます。

### [3] 行政評価制度を活用した評価・検証

このプランは、第4次長期総合計画の後期基本計画と施策体系を整合させました。後期基本計画を進行管理する行政評価制度を活用し、このプランの施策目標や取組内容を評価・検証します。

### [4] 広報やホームページ等を通じたプランの実施状況等の公表

このプランの取組項目の実施状況や成果指標の目標達成状況について、子どもも含めて、市民にわかりやすく工夫し、広報やホームページ等を通じて公表します。